

19世紀のフランス 絵画の楽しみ方

—印象派の絵画を中心として—



歯科医師 亡増 田 浩 男(遺稿)

今回は二人目の恋人兼モデルマルゴと過ごした5年間の間に描かれたルノワールの代表作「ムーラン・ド・ラ・ギャレット」、ルノワールが肖像画家としてみとめられるきっかけとなった、「シャルパルティエ夫人と子供たち」、エミールゾラにルノワール最高傑作の1枚と言われた「ジャンヌ・サマリーの肖像」の3枚の絵のお話をしました。今回もその続きをお話致します。この「ムーランドラギャレット」が出品された第3回の展覧会は、資産家でもあり、自身印象派の画家でもある、カイユポットが全面的に支援し、この3回目から正式に「印象派」という名前を使った展覧会になりました。カイユポットは、すぐにこの絵「ムーランドラギャレット」を購入しました。しかしルノワールは第4回印象派展からの出品は見送り、「サロン」への復帰を目指します。そしてこの絵については、日本と関係する話がありますので少しお話をいたします。実はこの「ムーランドラ・ギャレット」には、縦幅にして40センチほど小さいサイズ、縦78センチ、横114センチの作品が、もう一枚ありま

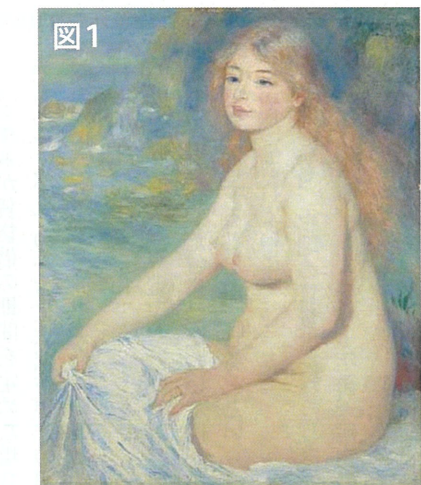


図1

す。この絵は大きな絵の下絵として描かれたとされています。実はこの絵は1990年、大昭和製紙の斉藤了英氏によって、イギリス、サザビーズのオークションにて、日本円にして約118億5000万円にて落札され、話題を呼んだ作品です。その3年前の、1987年には、当時の安田火災海上保険が、1987年3月30日、ゴッホの誕生日に、イギリスのクリスティーズのオークション会場で、日本円にして約58億円で、当時の安田火災海上の社長後藤康男氏が、落札した事を記憶している方も多いと思います。ただ、この「ひまわり」は現在も、東郷青児記念損保ジャパン日本興亜美術館に展示されていますが、斉藤了英氏が落札した「ムーランドラギャレット」は、約118億5000万円で落札され、日本に来たにも関わらず、一度も展示されず、斉藤了英氏は、「日本間で見るルノワール、ゴッホはいいよ。死んだら棺桶に入れてもらおうつもりだ」という、軽はずみな発言が、「文化遺産を灰にするつもりか」と、当時、「日本の円」が、世界を席巻していた時代、西洋絵画が何も判らない、東洋人のくせにというやつかみも手伝だつて、英仏の美術界から、猛烈な非難を浴びる騒動を招いた人でもあります。そしてバブル崩壊とともに、絵の行方もハッキリ分かっていないと言つのが現状です。残念な事です。それではルノワールの3人目のモデルにいきます。3人目の恋人兼モデルはモ

ンマルトルのお針子アリーヌ・シャリゴです。「ブロンズの浴女」(図1)、この絵はルノワールが画風に迷い、イタリアに旅行した際にアリーヌをイタリアに呼び寄せ、描いた1枚です。将来の伴侶となる女性です。ルノワールは庶民的な、ぼつちやりしたタイプの子が好きだったようです。ルノワールがアリーヌと出会ったのは1880年頃、マルゴが死んだ1年後です。ルノワール39歳、アリーヌ21歳の時、しばらく同棲していました。年齢差ばかり言ってもいけません。今度は何と18歳下の恋人兼モデルです。アリーヌと出会って10年ほどのあいだ、ルノワールは親しい友達すら、彼女の存在を知らせなかつたと言います。何か臭いませんか？ 実はアリーヌと同棲している間に、ルノワールには愛人がいたのです。その名はマリー・クレマンティヌ・ヴァラドン。彼女は後にシユザンヌ・ヴァラドンとして活躍する画家でした。(この続きは次回をお楽しみに)

事務所トピックス

皆様におかれましては、このコロナ禍にあつても一層ご活躍のことと存じます。

コロナは本当に嫌ですね。早く終息してもらいたいです。ワクチン接種も進んでいます。今後も感染予防にご注意されてお過ごしください。

さて、第60回K.L会の開催ですが、ご参加される予定の皆様にはご案内をお送りしましたが、コロナの感染状況から中止とさせていただきます。なかなか開催ができませんが、秋には開催ができればと思っております。

今年の夏も厳しい暑さとなりそうですので、皆様くれぐれ暑さにお気をつけいただき、お体を大切になさってください。

名古屋市中区錦一丁目6番10号
SUZUビル4階B
TEL(052)201-1601-1602
FAX(052)201-1602
弁護士 森川 真樹
弁護士 今村 憲治
弁護士 森下 和也
弁護士 松川 正紀

印刷/石橋印刷工業社

2021年7月 No.101

錦城 だより

名古屋市中区錦一丁目6番10号 SUZUビル4階B
TEL (052) 201-1601 FAX (052) 201-1602
発行/弁護士法人 錦城法律事務所

新型コロナウイルスの感染拡大により、私たちの日常生活も多くの制約を受けています。コロナ禍の中では、不要不急の外出の自粛が求められました。一方で、政府は、昨年の7月22日からコロナ禍により甚大な打撃を受けている観光業界を支援するため、東京発着を除いた国内旅行に補助金を出す GOTOトラベルのキャンペーンを実施し、東京発着についても10月より実施、旅行以外にも GOTO EAT により飲食業界の支援を行った。コロナ禍により悪化した経済に対する支援も必要でしょうが、ワクチンは開発中で、新型コロナウイルスの感染拡大の収束する見通しのない状況下で、政府が、大いに旅行するよう人が移動することを勧めたもので、新型コロナウィルスの感染防止対策とは矛盾する施策としか思えません。

また、7月23日から東京オリンピック、9月にはパラリンピックの開催が予定され、IOCは、東京に緊急事態宣言が発出されていても開催するという姿勢で、政府も、中止すべきとの多くの声があるにもかかわらず、オリンピックの開催を中止するという事は考えていないようです。世界的に見ても感染拡大が続いているといえますし、日本におけるワクチンの接種は、医療従事者、そして高齢者への接種が始まっていますが、高齢者以外

の国民の接種はこれからで、オリンピック等の大イベントを開催することは、感染を拡大させるリスクが高すぎるとしか思えません。政府は安全、安心の対策のもとで開催するとし、海外の観客は入れず、国内の観客については人数制限をする方向で検討しているようです。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大の収束と経済の立ち直りが最大課題であるのに、新型コロナウイルスの感染の収束の見通しのない状況下で、スポーツを通して世界の平和に貢献するとしているオリンピックを開催する意義がどこにあるのか疑問です。政府は、この状況下でもオリンピック、パラリンピックを開催する意義について、きちんと説明することをしています。これまでも政府は国民に対して、十分な説明をしないことが多くありましたが、コロナ禍の中でオリンピック等を開催する意義について、説明を尽くすことが必要でしょう。

「元従業員の老後」 今村 憲治
一、定年に達した人も再雇用あるいは他社への再就職などで働き続けるシニアも増えている。しかし、世代交代などでいつかは企業戦士からリタイアする時がくる。企業の継続維持発展に貢献してもらった元従業員の「その後」を知りたい。中小企業の社長さんにとって、「社友制度」「カミング・デー」などの企画とともに、「愛される中小企業のあり方」を考える一歩と思つて、彼らの懐具合を素描してみた。
二、六〇歳代の「貯蓄額」
二人以上世帯の二〇二〇年の金融広報中央委員会の「家計の金融行動に関する世論調査」によれば、「金融資産保有額は、平均金一七四五万円(中央値は金八七五万円)である。
その内訳は、「預貯金九五九万円」「金銭信託金五万円」「生命保険金二八六万円」「損害保険金三九万円」「個人年金保険金一三四万円」「債券金四五万円」「株式金一四四万円」「投資信託金九六万円」「財形貯蓄金二七万円」「その他金一一万円」である。(預貯金の割合が全体の五割以上を占めている)
三、六〇歳代の「年金額」
厚生労働省年金局の二〇一九年度の厚生年金保険・国民年金事業の概況によれば、

6月2日 (M.M)

「厚生年金保険（第一号）の平均年金月額は、金七万六八一円（六〇歳〜六四歳）、金一四万二九七二円（六五歳〜六九歳）」である。

又、「国民年金保険（第三号）の平均年金月額は、金四万二〇三三円（六〇歳〜六四歳）、金五万七〇八八円（六五歳〜六九歳）」である。

※ 以上から、六五歳〜六九歳の元従業員の方と専業主婦世帯の、月額年金額は「約二〇万円」となる。

四、六〇歳代世帯の「消費支出額」
「総務省家計調査報告」によれば、「二〇二〇年の二人世帯の平均消費は、金二七万四七九八円」となる。

※ その結果、収入が公的年金だけだとすると、毎月「約七万五〇〇〇円」の赤字となり、「働くという選択肢」がない時は、貯蓄の取り崩しになる。

五、持ち家・借家、貯蓄額、ファミリーの援助・協力、夫婦の健康状態、勤労意欲など、個々の生活事情はいろいろである。

寿命の延びと人間らしい生活の維持が連動するには、国の政策や個人々の生活設計が大切であるが、企業経営者としても、円満に退社していただき、「良い会社に勤めることができた」として、退職後も若い社員の紹介をしてもらえる様な、一〇〇年会社をめざすために、「中小企業も社会の公器」と思っては、いかがだろうか。

クライアントだより

三河ポデー株式会社
代表取締役
酒井 優

皆様におかれましてはコロナウイルスの災禍の中、大変なご苦勞をされておられることと察しております。

また、感染拡大の中、医療に従事される方々が日々恐怖や不安の中、治療や処置に尽力されている皆様に感謝申し上げます。



和46年に始めました。

この業界の中では後発ながらも、トラックの荷台を作り続けて50年経とうとしています。

これまでに、いろいろなことがありましたが、その時には、今村先生や、錦城法律事務所の方々に助けていただき、大変お世話になりました。

皆様の中では、どんな仕事かわからない方も多いと思いますが、トラックに荷

物を載せる荷台を製作、追加工事、改造をする仕事です。

日々生活している中で皆様が何気なく使っている物や買い物している品物、その「物」、スーパーマーケットやホームセンターで売っている物から、各自動車やバイク、機械、部品、機材、鋼材、木材、ほとんどの物がトラックで運ばれています。

最近では、コロナウイルスの影響で自宅での時間が増えたことで、ネット通販などの物流が増えているそうです。

知らない人が見ればほとんどのトラックは同じで、乗用車などのライン生産で作られていると思われていますが、実は運ぶ物でトラックの荷台は造りが違います。

主に運送、輸送業者様の運んでいる積む物、多種多様な荷物、荷物の積み方、固縛、固定の仕方などで造りを変えています。

親が始めた頃から時代も大きく変わり自動車、トラックの規制、安全基準も厳しくなり、今ではトラックもハイブリッド車が走る時代になってきました。

この第4次産業革命の中で世界の流れが大きく変わって来ている事を感じている昨今、更に特殊トラッ



クや他分野の勉強しながらも、物を運ぶ方々、皆様の生活の手助けを陰ながらこれからも支えていける様に、ディーラー様や、ユーザー様の話を聞いて、使いやすしい、運びやすいポデー製作を日々勉強しながらこの先も 今村先生はじめ錦城法律事務所の方々のお力添えいただきながら頑張っていきますので、ご指導の程よろしくお願いいたします。

最後に、コロナウイルスという未曾有の大災害の中で大変ご苦勞されている事とは思いますが、頑張つて乗り越えていきます。

事業承継で

しくじらないために(下)

森川 真樹

前号（誰も触れていませんが、なんと前号は錦城だより通算100号!!）で「遺留分侵害額請求権」という新しい権利が創設された理由と、遺留分を請求する側の注意点を述べたが、今回はその続きである。

請求する側として気になるのは、遺留分侵害額の算定方法と思われる。できる限り正確な金額を知っておきたいという声に応えるなら、おススメは「遺留分計算シート（訴訟用）」同名でネット検索すれば、東京弁護士会が提供するエクセルの表が利用できる。とはいえ、正確な金額は弁護士に依頼したり、裁判所の調停等を利用したりする過程で徐々に明らかになっていくので（新たな財産や負債が発覚することも少なくない）、あまり神経質にならず、おおよその数字が分かればよしとすべきであろう。

他方、遺留分を請求される側としては、遺留分侵害額をすぐに支払う資金がなければ、「支払猶予期限の許与」の申立て（民法1047条5項）を検討したい。裁判所に許与を認められれば遅延損害金の発生を回避できることになる。

最後に、そもそも遺言を残す者（前号でいうオーナー社長）が留意すべきポイントを述べておきたい。まずは「争族」とならないよう、前もって家族や親族に説明して周囲を納得させておくこと。それが無理であれば、遺留分が争われる事態を想定し、後継者が困らないように、生命保険等を活用して後継者に手元資金を残すことである。

死亡保険金は受取人固有の財産となり、相続財産には当たらない。死亡保険金があれば、預貯金だけでは足りない場合に支払いに充てることができる。納税資金に充てることも可能である。保険の受取人を後継者にしてあるか、いま一度確認しておきたい。

また、今回の法改正で、10年以上前の相続人への生前贈与については遺留分算定の基礎となる遺産から除くことになった（1044条3項）。釈迦に説法かもしれないが、なるべく早い段階から後継者に暦年贈与や、非課税制度のある子や孫の住宅購入・教育・結婚・子育ての資金援助としての生前贈与を活用して、計画的に遺産を減らしておくことも肝要と思われる。

以上

有期賃貸借契約における中途解約

森下 和也

今回は、有期賃貸借契約、つまり、期間を定めて契約を締結する賃貸借について、述べさせていただこうと思います。

アパートを借りるときや、店舗を構えるときなど、賃貸借契約を締結することはよくあると思いますし、身近な契約類型のひとつであると思います。

そして、アパートなどを借りる際には、契約期間として、令和3年7月1日から令和4年6月30日までの1年間とする、というような期間設定がされる場合がほとんどではないかと思えます。

もっとも、このように期間を設定した場合においても、途中で解約したいと言え、いつでも解約できるものと誤解されている方がときどきいらっしゃいます。民法第618条には以下のような規定があります。

「当事者が賃貸借の期間を定めた場合であっても、その一方又は双方がその期間内に解約をする権利を留保したときは、前条の規定を準用する。」

なお、「前条の規定」というのは、期間を定めなかった賃貸借については、いつでも解約することができる、ということが規定されています。

もっとも、土地の賃貸借については、解約の申入れをしてから1年後、建物の賃貸借については3か月後、動産及び貸席の賃貸借については1日経過してから

契約が終了することになります。

これらの規定により、期間を定めた場合には、途中で解約することができないという規定が契約書の中にある場合には、期間の途中では、契約を解約して期間満了前に終了させることはできないこととなります。

この記事を読まれている方は、アパートを解約する際には、契約期間満了前であっても、退去する1か月前までに大家さんか、管理会社にその旨を伝えれば、何の問題もなく、解約できていないではないかと、思われるかもしれません。

しかし、それが認められているのは、契約書の中に、「賃借人が契約の中途にて解約する場合には、1か月前までに解約予告を行うことにより終了する。」というような中途解約に関する規定が入っているはずですので、一度、契約書の規定を確認してみてください。

もし、有期賃貸借契約において、中途解約に関する規定がない場合には、解約合意ができない限り、期間満了までは、勝手にやめることはできず、自分の意思で退去することは自由ですが、期間満了までは賃料を支払わなければならないこととなります。

この中途解約の規定がない有期賃貸借契約は、貸事務所など営利目的で賃借する物件でよく見られます。あるいは、中途解約の規定はあるものの、3か月の賃料相当額を支払わないと解約ができない、という規定がよく見られますので、賃貸借契約を締結する際には、こうした点も注意を払って契約書をご確認ください。